

団体ヒアリングにおける意見 (障害者等の移動の支援)

○ 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 個別支援と集団支援の観点等による役割分担

【個別給付に係る移動支援】

- 障害者権利条約第9条による移動の保障をすべき。障がい種別を問わず、人として自由な行動が保障されるよう、障がい児・者の移動支援は個別給付とすべき。(日本知的障害者福祉協会)
- 「移動支援」は、本来、施設入所支援利用者も活用可能であるにもかかわらず、地域生活支援事業(市町村事業)であることから十分な支給(決定)がなされず、利用者が希望するサービスが利用できない。「移動支援」は個別給付化すべき。(全国身体障害者施設協議会)
- 地域生活支援事業の移動支援は、障害福祉サービスの移動支援として位置付けるべき。異なる市町村でも利用できるようにするためには、地域生活支援事業から障害福祉サービスの個別給付に位置付けることが妥当。(日本グループホーム学会)
- 地域生活支援事業では利用時間数などで市町村格差が拡大し、利用先の制限なども起きている。統合し個別給付にすべき。(DPI日本会議、全国自立生活センター協議会)
- 通勤、通学、通院、諸届け等の必要な時に記憶を補う手段を獲得したり、繰り返すことによって獲得できる場合もあり早期支援が必要。個別給付が必要。(日本脳外傷友の会)
- 介護給付に位置づけるとともに、通院・通学時の付添いを移動支援の対象に含めること。(日本難病・疾病団体協議会)
- 行動、移動保障の拡充という観点から「移動支援」は個別給付とすべき。また複数の移動支援は複雑化しており、統合化を視野に入れ検討すべき。(全国精神障害者地域生活支援協議会)
- 移動支援は、個別給付とし介護給付などの義務的経費にしてほしい。(全国「精神病」者集団)
- 知的障害者移動支援は、地域生活支援事業であるため地域格差が大きい。通勤・通学や集団利用などの柔軟な運用は地域生活支援に残しつつも、個別的な移動支援については個別給付にすべき。(日本自閉症協会)
- 地域生活支援事業は、市町村ごとの格差が大きい。地域格差の解消を図るには個別給付とすべき。(全国重症心身障害児(者)を守る会)
- 地域生活支援事業が必須事業に位置付けられ、生活において自由な行動を保障するためにも義務的経費で個別給付とするのが良い。(全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- 支援を行う社会資源の地域的偏在に留意し、地域格差を生じることなく適切な水準を確保しながら、基本的に自立支援給付の移行に向けた検討を行う必要あり。(全国知事会)

【地域生活支援事業に係る移動支援】

- 地域生活支援事業における移動支援は、地域の特性に応じて事業内容を発展させてきた自治体も少なからずあり、現状維持が適当。（全国手をつなぐ育成会連合会）
- 個別給付化が望ましいが、地域生活支援事業が市町村の裁量で比較的自由に制度設計できることから地域生活支援事業での実施でいいのではないかと。但し地域生活支援事業の大幅な増額が必要。また例えば、行動援護と移動支援（身体有）とのサービス内容や報酬に差が見受けられないケースもあることから、行動援護についてはその内容と報酬を移動支援と一線を画す必要あり。（全国地域生活支援ネットワーク）
- 移動支援のうち地域生活支援事業とされているものは、基本的には地域の特性を活かした対応が可能な地域生活支援事業として継続することが望まれる。ただし、財政措置を図ることが必要。（全国町村会）

【その他】

- 移動支援については、これまでの議論を踏まえ、横断的見地から検討してほしい。（日本身体障害者団体連合会）
- 同行援護事業の報酬単価については、視覚障害者の安全と情報保障を目的とし、利用実態も全く異なることを踏まえ大幅に増額し、ガイドヘルパーの確保と良質な同行援護を実現してほしい。視覚障害者の外出に関しては、同行援護事業を中心として優先利用ができる制度にしてほしい。また、同行援護事業の支給量は当事者が要望する支給量を地方自治体が決定するようにしてほしい。歩行訓練士の配置基準を創設し、少なくともどの都道府県に住もうとも視覚障害者の必要に応じて歩行訓練が受けられる体制を確立してほしい。（日本盲人会連合）
- 失語症者が社会参加する時にも支援は欠かせない。特に、公共交通機関において、話す事が不自由で、駅のアナウンス等を聞いて理解する事が困難な重度失語症者においては、移動の際の支援が欠かせない。（日本失語症協議会）
- 精神障害者等の社会参加を促進させるため、他の2障害同様の運賃割引などの合理的配慮の義務付けが必要。（全国精神保健福祉会連合会）

○ 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 支援の対象者やそのニーズ(「社会通念上適当でない外出等」の範囲)
- ・ 支援主体(労働分野、教育分野等の合理的配慮との関係)や財源等
- ・ 他省庁や関係機関、関係団体との連携

【通勤・通学等の取扱い】

- 障害者の通勤支援を個別給付化し、その財源については、必要であれば労働施策との連携を図るべき。(きょうされん)
- 通勤や通学の為、移動支援をして欲しい。また入院中の患者にも移動支援をしてほしい。(日本筋ジストロフィー協会)
- 合理的配慮と同様に社会モデルに基づいてニーズに対応するために、通勤、通学、就労、授業中の介護を重度訪問介護などの対象とするか否かについては、計画相談支援を通じて検討するものとし、必要に応じて、雇用主や学校設置者との協議を計画相談支援の業務内容とすることができるようにすべき。(全国脊髄損傷者連合会)
- 通勤・通学も含め、社会参加の支援内容に制限を加えるべきではない。(日本ALS協会)
- 通園・通所・通学・通勤・社会参加等、通年かつ長期に渡る外出等においても移動支援を利用できるようにするとともに、必要な場合には、入所施設においても移動支援を利用できるようにすべき。(日本知的障害者福祉協会)
- 権利条約に即して、必要であれば、通学、通所、通院、就労にも利用できるように解釈を再検討してほしい。(日本グループホーム学会)
- 通勤、通学、入院中も含み、シームレスな利用ができるようにすべき。一日の範囲を超える外出についても、国内外を問わず認めるべき。(DPI 日本会議、全国自立生活センター協議会)
- 入所中の利用は、地域移行支援などのエンパワメント支援とリンクさせた上での利用を検討してはどうか。(全国自立生活センター協議会)
- 通勤介助、通学介助、自営業者の出張などへの拡大を検討して欲しい。視覚障害者の生活、自己実現を包括的に支援するという立場あるいは、個別の教育機関、事業者単独で移動保障に従事する要員の確保は困難であり、むしろ移動支援、同行援護事業の一環として制度に組み入れる方が現実的であり有効。また、入院時の外出について、同行援護が利用できるよう早期に整理を行って欲しい。(日本盲人会連合)
- 介護給付に位置づけるとともに、通院・通学時の付添いを移動支援の対象に含めること。(日本難病・疾病団体協議会)【再掲】
- 学校への通学時においても、重度訪問介護や移動支援を利用できるようにすべき。(難病のこども支援全国ネットワーク)

- 入所・入院中からの利用は、精神障害を持つ方の場合、入院中の病院からの外出同行による社会資源見学、地域生活体験（宿泊・通所）、生活情報収集、地域生活者との交流を促進する支援につながり、退院促進、地域移行支援において有用な手段である。また、通所・通勤・通学（園）のための利用は障害の特性により、移動の困難（公共の乗り物の利用、単独で目的地へたどり着けない等）が伴う場合に社会参加を促進する視点からも重要なファクターではないか。（全国精神障害者地域生活支援協議会）
- 入院中の精神障害者が退院促進等のために移動支援を利用できるようにして欲しい。（全国「精神病」者集団）
- 通所・通学、入院・入所で他に送迎手段がないときの対応が必要。（全国重症心身障害児（者）を守る会）
- 通勤・通学等にかかる移動支援の各自治体の取組みの格差解消のため、個別給付による移動支援での対応が必要。（全国市長会）
- 訪問型生活訓練事業を創設し、時限的に支援者が付き添いをし、自力通所・通学の練習等を行う方法が考えられるのではないか。送迎等の恒常的な行為を介護給付で支援するには財政的に現実的でない。障害や高齢者の移動困難者の車両移動の問題は、地域福祉計画の中でコミュニティバスや福祉有償運送等地方自治体が積極的に取り組める新しいモデルが必要。（全国地域生活支援ネットワーク）

【合理的配慮との関係】

- 就労移行支援事業では、これまでも、就労支援の一環として就労支援員等が通勤支援を行っている事業所が多く、通勤手段があれば、一般就労の可能性が広がる障害者も数多くいるが、通勤支援の利用中に事故等が発生した場合の責任のあり方など、労働法と整理が必要。また、企業の合理的配慮義務の観点からの検討が必要。さらに、単独通勤が困難な障害者の範囲についても検討が必要。（全国就労移行支援事業所連絡協議会）
- 障害者の通勤支援を個別給付化し、その財源については、必要であれば労働施策との連携を図るべき。（きょうされん）【再掲】
- 通勤支援は企業への支援、通学などは、学校の取組みの強化等様々な手立てと財源を組み合わせしていく必要。特に、通学・通所に係る家族への義務や負担は職場の介護休暇を不利なく使える（18歳までの障害者の子供を持つ父兄等）制度が必要。（全国地域生活支援ネットワーク）
- 通勤は、就労促進の観点から地域生活支援事業でなく、利用者の実態から労働（雇用）政策で行うのが良い。（全国肢体不自由児者父母の会連合会）
- 通学や通勤等における支援を行うべき主体の明確化と、その支援策の制度化についても検討を行う必要あり。（全国知事会）

【自家用車等の利用】

- 公共交通機関の整備状況など、地域の実情を考慮して、障害者の自家用車や障害者が借用した車をヘルパーが運転することを認めるべき。(DPI日本会議、全国自立生活センター協議会)
- 同行援護に同行援護事業者の車両を用いることを同行援護・移動支援事業に組み入れてほしい。(日本盲人会連合)
- ヘルパー自身が運転する車による通学支援も必要。(難病のこども支援全国ネットワーク)
- 公共交通機関の少ない地域においては、ヘルパーが自動車の運転を兼ねる仕組みが必要。(日本自閉症協会)

【その他】

- 社会通念上適当でない外出の範囲とは犯罪行為等のための外出等であり、娯楽・スポーツ等のための移動支援も「他の者との当たり前の生活の保障」という障害者権利条約の趣旨にのっとり給付するべきで、一率に制限すべきではない。(日本脳外傷友の会)
- 精神障害を持つ方の地域生活において必要と想定されるのは通院等の支援。また、受診時などに当然想定される「待ち時間」について、いずれも算定外となっており、どの制度においても包括的な支援が難しい状態にあることから、精神障害を持つ方における重度訪問介護の有りようとして「受診における移動及びそれに係る対応全般」が望ましい。(全国精神障害者地域生活支援協議会)
- 自力で安全な移動が困難な乳幼児期は、家族が常時支援をすることになっていることが多い。生活上、育ち上の必要性からの移動支援は子どもにとっても不可欠。家庭での移動時、通所サービス利用時にも移動支援は必要。(全国児童発達支援協議会)
- 福祉タクシー以外の公共交通機関の利用が困難な重症児者にとって、必要な支援が途切れることのないよう、その特殊性に応じた移動支援の改善が必要。(リフト付き福祉車両の購入、車いすの乗降介助、看護・介護職員の添乗等の評価)(全国重症心身障害日中活動支援協議会)